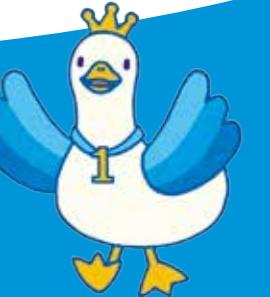


「生きる」を創る。



あなたの保障を最新化



**アフラックのがん保険を
ご契約中のお客さま専用の商品です。**

昔入ったままのがん保険、この機会に保障を最新化しませんか?

ご契約中の がん保険	診 断	入 院	通 院	三大治療		
				手 術	放 射 線 治 療	抗がん剤治療 ホルモン剤治療
(例) スーパー がん保険*1	● 65歳以降半額	●	● ・65歳以降半額 ・20日以上の 継続入院後の通院	✗	✗	✗
(例) アフラックの がん保険 (フォルテ)*2	●	●	● 5日以上の継続 入院後の通院*3	●	✗ *4	✗

保障が足りないと、いざという時に必要な保障を受けられない場合があります。



**お客さまのがん保険を活かしながら、
現在のがん治療に対応した
保障に最新化することができます。**

*1 1990年～2004年販売 *2 2007年～2011年販売 *3 通院給付金以外にも特定治療通院給付金があります。
*4 手術給付金に一部保障を含む

契約年齢*

0歳～満85歳

*契約内容により
異なります。

「生きるためのがん保険Days1プラス」は、アフラックのがん保険をご契約中のお客さま専用の商品です。現在ご契約中のがん保険(対象証券)にプラスしてご契約いただくことで、不足しているがんの保障を補強し、アフラックの最新の保障にすることができます(現在ご契約中のがん保険を切り替え・変更するものではなく特約でもありません)。

現在ご契約中のがん保険(対象証券)は今後も大切に継続してください。

この保険は、「がんの保障」を希望されるお客さまにおすすめの商品です。商品内容がお客さまのご希望(ご意向)に沿っているかご確認ください。ご意向に沿わない場合やご不明点がある場合は、募集代理店までご連絡ください。

本商品はアフラックを引受保険会社とする生命保険で、預金ではありません。



はお客さまにとくにご確認いただきたい項目です。

ご契約の前に「契約概要・注意喚起情報」とあわせて必ずご確認ください。



アフラック
がん保険・医療保険
保有契約件数

令和4年版 インシュアラント生命保険統計号
アフラックの正式社名は、アフラック生命保険株式会社です。

- お申し込みの際には、この「パンフレット」のほか、「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

- 「パンフレット」は大切に保管してください。

ご確認ください

- 本商品はアフラックを引受保険会社とする生命保険で、預金ではありません。したがって、元本保証はなく、預金保険制度の対象ではありません。

- 本商品に関するお客様のお取り引きが、募集代理店におけるお客様に関する他の業務やお取り引きに影響を与えることはありません。

- 募集代理店が保険募集を行うにあたって、事前にお客様にご確認・ご同意いただく事項があります。また、本商品の募集にあたって、募集代理店がお客様に勤務先などを伺いし、法令上定める「銀行等保険募集制限先」に該当するか確認させていただきます。

<ご契約後は、ご家族および指定代理請求人を指定されている場合は指定代理請求人に必ずお知らせください。>

お客さまからの照会・相談・苦情などのご連絡先

◇保険に関する照会・相談・苦情などがありましたら、以下の窓口でお受けいたします。

契約内容の照会・各種お問い合わせ・
ご相談ならびに苦情について

アフラックコールセンター 0120-555-027

月～金および第2・4土曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00

◇この商品に係る指定紛争解決機関は「一般社団法人 生命保険協会」です。

◇(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」でも、電話・文書(電子メール・FAXは不可)あるいは直接お越しいただくことで、生命保険に関するさまざまな照会・相談・苦情をお受けしています。また、生命保険相談所では全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客様の相談をお受けしています。

ホームページアドレス <https://www.seijo.or.jp/>

お問い合わせ、お申し込みは
<募集代理店>

◎この「パンフレット」にある保険料および保障内容などは、契約日が2023年3月20日以降の保険契約に適用となります(ただし、アフラックは、将来、新たな保険契約に対して保険料や保障内容を変更する場合があります)。

◎契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更日現在の保険料率によって計算する場合があります。

〈引受保険会社〉保険契約の主体はお客さまと引受保険会社になります。

Aflac アフラック
〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
<https://www.aflac.co.jp/>



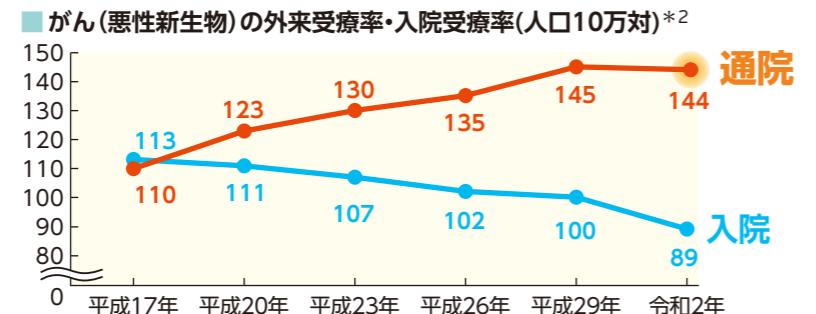
商品の特長

「Days1プラス」*1は、お客様のがん保険を活かして、必要な保障をプラスできるのでムダなく**保障を最新化**できます。

通院への備え

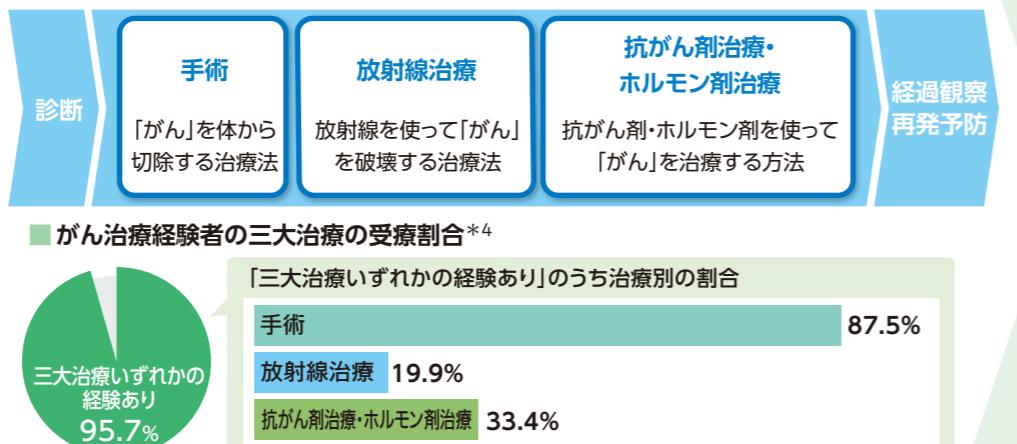
保障最新化のポイント

医療技術の進歩により、がん治療は入院より通院の割合が高くなっています。



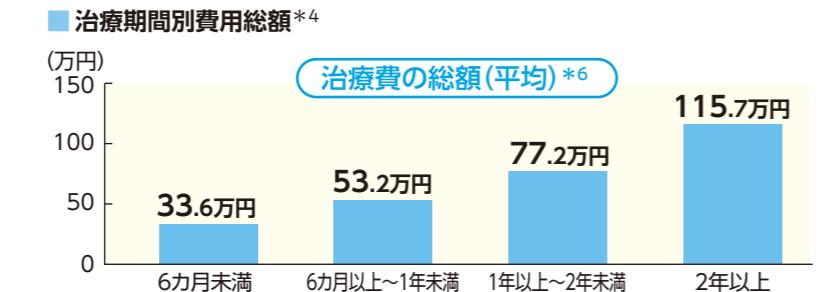
多様化するがん治療への備え

がんの主な治療法として、手術、放射線治療、抗がん剤治療・ホルモン剤治療の「三大治療」があります。



長期治療・再発への備え

早期発見・早期治療によりがんは治る時代になりましたが、長期間の治療が必要になったり、再発の心配もあります。治療が長期にわたると費用も高額になる場合があります。

!
<当該募集代理店において事業性資金の融資を利用されている関係先のお客さまへ>

法令上の定めにより、当該募集代理店において、右記の①②に該当するお客様*1は、当保険にお申し込みいただけません。③に該当する場合は、ご契約いただける給付金額に制限があり、本商品では、下記の範囲内でご契約いただけます。(注2)
・診断給付金額と特定診断給付金額の合計が100万円まで
・特定診断給付金額と複数回診断給付金額の合計が100万円まで
・手術治療給付金額と女性特定ケア給付金額/乳房再建給付金額の合計が40万円まで
・手術治療給付金額と外見ケア給付金額の合計が40万円まで
※給付金額について詳しくは、パンフレットの保障内容のページをご確認ください。

①事業性資金の融資をご利用の企業(含代表者)・個人事業主のお客さま

②事業性資金の融資をご利用の企業等(従業員20名以下)にお勤めのお客さま

③事業性資金の融資をご利用の企業等(従業員21名以上)にお勤めのお客さま

*1 「生きるためのがん保険Days1プラス」を、「Days1プラス」といいます。

*2 厚生労働省「患者調査(平成17年、20年、23年、26年、29年、令和2年)」

*3 三大治療のための通院とは、手術・放射線治療・抗がん剤治療(経口投与を除く)・ホルモン剤治療(経口投与を除く)のための通院をいいます。

*4 がん罹患者およびその家族へのアンケート調査(2022年5月アフラック実施)

*5 経口投与も対象となります。

*6 記載の治療費は、治療にかかった費用のうち、公的医療保険対象となった費用と公的医療保険対象外の費用を合算したものです。

なお、公的医療保険対象となった費用は、高額療養費制度を利用した後の自己負担額です。

*7 A・Bプランの場合

*8 Aプランの場合

(注1)ご利用状況を別途確認させていただきます。

(注2)当該募集代理店すでに他の医療保険などをご契約されているお客様につきましては、左記制限の範囲でも当該募集代理店からはご契約いただけない場合があります。その他の特約のお取り扱いなど、詳しくは、生命保険の販売資格を持った当該募集代理店の職員にお問い合わせください。

「Days1プラス」の特長

通院給付金

三大治療のための通院*3と所定の通院期間中(365日以内)の通院の場合、入院の有無にかかわらず日数無制限で給付金をお受け取りいただけます。

手術・放射線治療給付金

手術・放射線治療を受けた場合、回数無制限で給付金をお受け取りいただけます。

抗がん剤治療・ホルモン剤治療給付金

抗がん剤治療・ホルモン剤治療*5を受けた場合、入院の有無にかかわらず、給付金をお受け取りいただけます。

診断給付金*7

がんと診断された場合、一時金をお受け取りいただけます。

特定診断給付金*8・複数回診断給付金*9

治療が長期間にわたった場合(再発・転移も含む)に、一時金をお受け取りいただけます。

さらに、特約を付加して**保障を充実**できます

先進医療や患者申出療養に

がん先進医療・患者申出療養特約

所定のがんの検診後の精密検査に

がん要精検後精密検査保障特約

所定の保険適用外の診療やがんゲノムプロファイリング検査に

がん特定治療保障特約

女性特有のがんに

女性がん特約

がん治療の副作用や手術による外見の変化に

外見ケア特約

ご契約中の保障内容を確認しましょう。



- 記載の保障内容(終身払)は、各がん保険の代表的なものです。ご契約中のがん保険の詳細は「保険証券」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。その他の商品や特約の取り扱いについては、アフラックにお問い合わせください。
- 「Days1プラス」を追加契約できる既契約については18ページをご確認ください。



商品	新がん保険	スーパーがん保険	21世紀がん保険 BESTプラン	アフラックの がん保険Days1 (フォルテ) トータルケアプラン300T	生きるための がん保険Days スタンダードプランA +がん先進医療特約 解約払戻金なし	新 生きるための がん保険Days スタンダードプランB +がん先進医療特約 解約払戻金なし	生きるための がん保険Days1 診断保障充実プラン +がん先進医療特約 解約払戻金なし
発売時期 ^{*1}	1978年	1990年	2000年	2008年 ^{*2}	2011年	2014年	2018年
診 断	—	● ^{*3} 65歳以降半額	●	●	●	●	●
特 定 診 斷	—	—	—	—	—	—	● ^{*3}
入 院	● ^{*3}	● ^{*3}	●	●	●	●	●
通 院	—	● ^{*3} ・65歳以降半額 ・20日以上の 継続入院後の通院	● 通院給付金 ・5日以上の 継続入院後の通院 ● 特定治療通院給付金	● 通院給付金 ・5日以上の 継続入院後の通院 ● 特定治療通院給付金	● ・三大治療のための通院 ・入院後の通院 ● ・三大治療のための通院 ・入院後の通院	● ・三大治療のための通院 ・入院後の通院 ● ・三大治療のための通院 ・所定の通院期間中の通院	● ・三大治療のための通院 ・所定の通院期間中の通院
手 術	—	—	●	●	●	●	●
三 大 治 療	—	—	—	—	—	—	—
放 射 線 治 療	—	—	手術給付金に一部保障を含む ^{*3}	手術給付金に一部保障を含む ^{*3}	—	—	—
抗がん剤治療・ ホルモン剤治療	—	—	—	—	● ^{*3}	● ^{*3}	● ^{*3}
がん先進医療	—	—	● ^{*3} がん高度先進医療特約	● ^{*3} がん先進医療特約	○ ^{*3} がん先進医療特約[2011]	○ ^{*3} がん先進医療特約[2014]	○ ^{*3} がん先進医療特約[2018]
診断給付年金 (ライフサポート年金)	—	—	—	● ^{*3}	—	—	—
在 宅 療 養	● ^{*3}	● ^{*3}	—	—	—	—	—
死 亡 保 障	● ^{*4} 65歳以降半額	● ^{*4} 65歳以降半額	● ^{*3*5}	—	—	—	—
ご契約者向け サービス^{*6}	—	—	—	対象となります ^{*7}	対象となります ^{*7}	対象となります	対象となります

*1 記載のプランを発売した年を記載しています。

*2 「がん保険Days1(フォルテ)」は2007年発売ですが、2008年発売のトータルケアプラン300Tを主なプランとして掲載しています。

*3 上皮内新生物は保障対象外

*4 がんで死亡した場合は死亡保険金、がん以外で死亡し、所定の条件に該当した場合は死亡払戻金をお支払いします。上皮内新生物で死亡した場合は死亡保険金の保障対象外です。

*5 がんで死亡した場合

*6 アフラックの保険契約による保障内容ではありません。詳細は13~14ページをご確認ください。

*7 「がん保険Days1(フォルテ)」「生きるためのがん保険Days」の場合は、所定の条件を満たした場合にサービス利用対象となります。

ご契約中の 「がん保険」に

あなたの保障を最新化



を追加して
最新の保障へ
バージョンアップ!



「Days1プラス」の
保障の詳細は
つぎのページで
ご確認ください。

保障内容

あなたの保障を最新化

生きるための がん保険

Days1プラス

- プランに組み込まれた保障
- 付加可能な保障



- 保障が始まるまで3ヶ月の待ち期間があります。
- 特約のみのお申し込みはできません。<特定診断給付金特約><診断給付金複数回支払特約>の中途付加はできません。
- ご希望により、記載以外の給付金額の設定ができます。

※支払事由・支払限度などについては、17~18ページ「支払事由」、19~20ページ「Q&A」、「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

		Aプラン			Bプラン			Sプラン			お支払いする金額	保険期間
		+ <がん先進医療・患者申出療養特約>										
診断	診断給付金		●			●		—		—時金として	がんの場合 25万円	上皮内新生物の場合 2.5万円
	特定診断給付金 ^{*1*2}		●		—	—		—		—時金として	がんの場合 25万円	1回
通院	通院給付金		●		●		●			1日につき	A+Bプランの場合 5,000円	Sプランの場合 10,000円
	手術治療給付金		●		●		—			1回につき		5万円
手術・放射線治療特約	放射線治療給付金		●		●		—			1回につき		5万円
	抗がん剤治療給付金 ^{*1}		●		●		●			受けた月ごと	5万円 (給付倍率2倍)	2.5万円 (給付倍率1倍)
抗がん剤・ホルモン剤治療特約	ホルモン剤治療給付金 ^{*1}		●		●		●			1回につき	先進医療または患者申出療養にかかる技術料のうち、 自己負担した金額と同額	
	がん先進医療・患者申出療養給付金 ^{*1}		○		○		○			1回につき	※患者申出療養の場合、1回の療養につき30万円まで	
がん先進医療・患者申出療養特約 (患者申出療養の支払限度等に関する特則付)	がん先進医療一時金 ^{*1}		○		○		○			1回につき		15万円
												1年に1回

ご希望にあわせて特約を付加して、がんの保障をさらに強化できます。

再発や長期治療に備えたい

診断給付金複数回支払特約

7
ページへ

所定のがんの検診後の精密検査に備えたい

がん要精検後精密検査保障特約

7~8
ページへ

所定の保険適用外の診療や
がんゲノムプロファイリング検査に備えたい

がん特定治療保障特約

7~8
ページへ

女性特有のがんにも手厚く備えたい

女性のみ

女性がん特約

9
ページへ

がん治療の副作用や手術による
外見の変化に備えたい

外見ケア特約

9
ページへ

ご契約中のがん保険に
「Days1プラス」の
保障内容を追加した場合の
保障のイメージもあわせて
ご確認ください。

スーパーがん保険 10ページ

21世紀がん保険 11ページ

がん保険+(フォルテ) 12ページ

*1 上皮内新生物は保障対象外

*2 入院や通院が所定の条件に該当したとき

*3 所定の治療とは、手術・放射線治療・抗がん剤治療(経口投与を除く)・ホルモン剤治療(経口投与を除く)をいいます。

保障内容

再発や長期治療に備えたい

診断給付金 複数回支払特約

複数回診断給付金	<p>「がん」「上皮内新生物」の診断後、 2年以上経過後に入院や通院が 所定の条件に該当したとき</p>	<p><特約給付金額25万円の場合> 1回につき がんの場合 25万円 上皮内新生物の場合 2.5万円</p>	<p>保険期間 終身 (生涯保障)</p>

所定のがんの検診後の精密検査に備えたい

がん要精検後精密検査保障特約

要精検後 精密検査給付金	<p>所定の「がん」の検診を受診し、 医師の要精密検査の判定により 精密検査を受けたとき</p>	<p>検診ごとに1回 2万円</p>	<p>保険期間 10年 満期 (自動更新)</p>

所定の保険適用外の診療や
がんゲノムプロファイリング検査に備えたい

がん特定治療保障特約

特定保険外 診療給付金*1	<p>がん診療連携拠点病院等*2において、 特定保険外診療によって、 所定の手術・放射線治療・抗がん剤治療・ ホルモン剤治療を受けたとき</p>	<p>受けた月ごと 30万円</p>	<p>保険期間 10年 満期 (自動更新)</p>

がんゲノム プロファイリング 検査給付金*1	<p>「がん」の治療を目的として所定の がんゲノムプロファイリング検査*3を 受けたとき</p>	<p>受けた月ごと 10万円</p>	<p>保険期間 10年 満期 (自動更新)</p>

*1 上皮内新生物は保障対象外

*2 がん診療連携拠点病院等とは、全国どこでも質の高いがん医療が提供できるよう厚生労働大臣によって指定されたつぎのいずれかの病院のことです。

●がん診療連携拠点病院(国立研究開発法人国立がん研究センターの中央病院および東病院を含む) ●特定領域がん診療連携拠点病院

●地域がん診療病院 ●小児がん中央機関 ●小児がん拠点病院

特定保険外診療給付金は、特定保険外診療を受けた時点において、

- 保障が始まるまで3ヶ月の待ち期間があります。
- 特約のみのお申し込みはできません。

がん診療連携拠点病院等に指定されている場合にお支払いします。

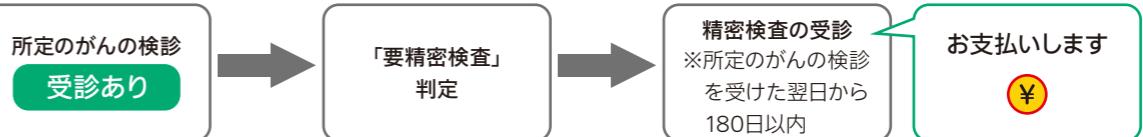
※詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください。

*3 公的医療保険制度の対象となるがんゲノムプロファイリング検査を受けるには所定の要件を満たす必要があります。公的医療保険制度の対象になるか否かは、治療を受ける前に主治医にご確認ください。

※支払事由・支払限度などについては、17~18ページ「支払事由」、
19~20ページ「Q&A」、「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・
約款」をご確認ください。

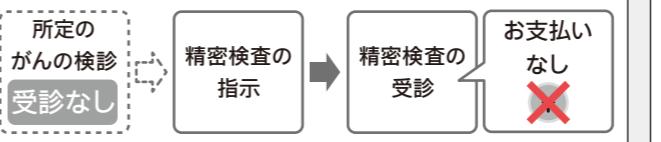
要精検後精密検査給付金

所定のがんの検診(胃がん、子宮頸がん*4、肺がん、乳がん*4、大腸がん)を受診し、要精密検査の判定を受けた後に入院または通院により精密検査を受診した場合にお支払いします。

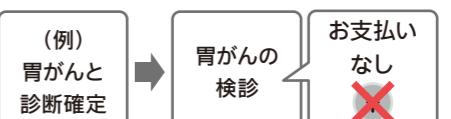


お支払いできない場合

身体の異常な自覚症状があり医療機関を受診した後に精密検査を受診しても、所定のがんの検診を受診していないため、お支払いできません。



がんと診断確定された後(がんの検診を受診していない場合も含む)は、その診断確定されたがんに対応する部位についてがんの検診を受診した場合であっても、お支払いできません。



特定保険外診療給付金

特定保険外診療について

公的医療保険制度における医科診療報酬点数表および歯科診療報酬点数表の算定対象として列挙されていない診療行為をいいます。例えば、日本で未承認の抗がん剤を使用した治療や抗がん剤・ホルモン剤の適応外使用にかかる治療などが該当します。ただし、つぎの①②③いずれかに該当するものを除きます。

- ①先進医療 ②患者申出療養 ③厚生労働大臣により製造販売の承認を受け、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が認められている抗がん剤治療・ホルモン剤治療

未承認薬・適応外薬とは?

未承認薬

外国(米国や欧州)で有効性が証明され、承認されているものの、日本の薬事承認をまだ得られていない薬など

適応外薬

日本でも薬機法上の承認を得て流通しているが疾患によっては承認がなく治療に使えない薬

■外国(米国や欧州)で承認され日本で未承認または適応外であるがん領域の医薬品数(2021年10月時点)

未承認薬	適応外薬	合計
104種類	69種類	173種類

国立がん研究センター「国内で薬機法上未承認・適応外である医薬品・適応のリスト(2021/10/31時点のデータ)(承認年月日順)」をもとにアフラック作成

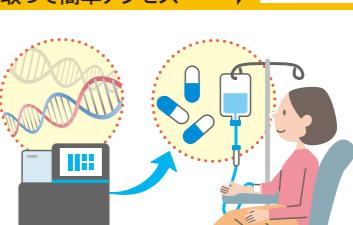
未承認薬や適応外薬での治療は保険外診療となり、全額自己負担となります。

治療の選択肢を広げるひとつとして、未承認薬や適応外薬などの治療に備えておくと安心です。

がんゲノムプロファイリング検査給付金

がんゲノムプロファイリング検査(がん遺伝子パネル検査)について

「がんゲノム医療」について、動画でもご確認いただけます。
スマートフォンで右のコードを読み取って簡単アクセス



主にがんの組織を用いて、1回の検査でがんに関連する多数の遺伝子を同時に調べる検査のことです。がんゲノム医療では、1人ひとりの遺伝子の変化や生まれ持った遺伝子の違いを解析し、体質や病状にあわせた治療を行うことができます。治療の選択肢を広げるひとつとして、お1人おひとりにあった治療を検討できる可能性があります。

保障内容

女性特有のがんにも手厚く備えたい 女性のみ

女性がん特約

女性特定ケア 給付金 ^{*1}	「がん」の治療を目的とする乳房観血切除術 (乳腺腫瘍摘出術を含む)、子宮全摘出術、 卵巣全摘出術を受けたとき	1回につき 20万円	更新後の保険期間を含め 乳房観血切除術:1乳房 につき1回ずつ 子宮全摘出術:1回 卵巣全摘出術:1卵巣につき1回ずつ	保険期間 10年満期 (自動更新)
乳房再建 給付金 ^{*1}	女性特定ケア給付金が支払われる 乳房観血切除術を受けた乳房について、 乳房再建術を受けたとき	1回につき 20万円	更新後の保険期間を含め 1乳房につき1回ずつ	

がん治療の副作用や手術による外見の変化に備えたい

外見ケア特約

外見ケア 給付金 ^{*1}	「がん」の治療を原因として 頭髪の脱毛症状と診断されたとき	1回につき 10万円	更新後の 保険期間を含め 1回	保険期間 10年満期 (自動更新)
	「がん」の治療を目的とするつぎの①②いずれかの 手術を受けたとき ①顔・頭部の手術 ②手足の切断術	1回につき 20万円	更新後の 保険期間を含め それぞれ1回ずつ	

*1 上皮内新生物は保障対象外

- 保障が始まるまで3カ月の待ち期間があります。
- 特約のみのお申し込みはできません。

※支払事由・支払限度などについては、17~18ページ「支払事由」、
19~20ページ「Q&A」、「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・
約款」をご確認ください。

「スーパーがん保険」に「Days1プラス」を追加した場合の保障のイメージ

- ● …プランに組み込まれた保障
- ○ …付加可能な保障

スーパーがん保険 1990年発売	Days1プラス ^{*2} A プラン	Days1プラス ^{*2} B プラン	「Days1プラス」追加後の 保障内容
+<がん先進医療・患者申出療養特約>			一時金として がんの場合 25万円 上皮内新生物の場合 2.5万円
診断	65歳以降半額	○ ^{*1}	スーパーがん保険の 保障
特定診断	—	○ ^{*1} —	がんの場合 25万円 (Aプランのみ保障)
入院	● ^{*1}	—	スーパーがん保険で保障されます
通院	● ^{*1} ・65歳以降半額 ・20日以上の 継続入院後の通院	● ^{*1} ・三大治療のための通院 ・所定の通院期間中の通院 パワーアップ	スーパーがん保険の 保障
手術	—	○	1日につき 5,000円
放射線治療	—	○	1回につき 5万円
抗がん剤 治療・ ホルモン剤 治療	—	○ ^{*1}	受けた月ごと 5万円 (給付倍率2倍) 乳がん・前立腺がんの ホルモン剤治療のとき 2.5万円 (給付倍率1倍)
がん先進医療・ 患者申出療養	—	○ ^{*1}	保障内容は5~6ページをご確認ください。
在宅療養	● ^{*1}	—	スーパーがん保険で保障されます
死亡保障	● ^{*3} 65歳以降半額	—	スーパーがん保険で保障されます
ご契約者向け サービス ^{*4}	—	対象となります	対象となります

*2 Sプランも選択いただけます。5~6ページ「保障内容」をご確認ください。

*3 がんで死亡した場合は死亡保険金、がん以外で死亡し、所定の条件に該当した場合は死亡払戻金をお支払いします。上皮内新生物で死亡した

◎記載の保障内容(終身払)は、各がん保険の代表的なものです。ご契約中の保険の詳細は「保険証券」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

その他の商品や特約の取り扱いについては、アフラックにお問い合わせください。

場合は死亡保険金の保障対象外です。

*4 アフラックの保険契約による保障内容ではありません。詳細は13~14ページをご確認ください。

◎保険期間、保障内容、付加できる特約などは5~6ページをご確認ください。

「21世紀がん保険」に「Days1プラス」を追加した場合の保障のイメージ

- …プランに組み込まれた保障
- …付加可能な保障

21世紀がん保険
BESTプラン
解約払戻金なし
2000年発売

Days1プラス
Aプラン Bプラン Sプラン
+<がん先進医療・患者申出療養特約>

「Days1プラス」追加後の保障内容

一時金として
21世紀がん保険の保障
がんの場合 25万円
上皮内新生物の場合 2.5万円
(A・Bプランのみ保障)

一時金として
がんの場合 25万円
(Aプランのみ保障)

21世紀がん保険で保障されます

A・Bプランの場合
21世紀がん保険の保障
1日につき 5,000円
Sプランの場合 10,000円

21世紀がん保険の保障
1回につき 5万円
(A・Bプランのみ保障)

受けた月ごと
5万円
(給付倍率2倍)
乳がん・前立腺がんの
ホルモン剤治療のとき 2.5万円
(給付倍率1倍)

21世紀がん保険の保障
保障内容は5~6ページをご確認ください。

21世紀がん保険で保障されます

対象となります

診断



特定診断



入院



通院

通院給付金
・5日以上の継続
入院後の通院
特定治療通院給付金
*2



・三大治療のための通院
・所定の通院期間中の通院

手術



放射線治療

手術給付金に一部保障を含む*2

抗がん剤治療・
ホルモン剤治療がん先進医療・
患者申出療養*3

がん高度先進医療特約
*2



がん先進医療・患者申出療養特約
*2

死亡保障

*2*4

ご契約者向け
サービス*6

*1 「がん保険(フォルテ)」は2007年発売ですが、2008年発売のトータルケアプラン300Tを主なプランとして掲載しています。

*2 上皮内新生物は保障対象外

*3 <がん高度先進医療特約><がん先進医療特約><がん先進医療特約[2018]>には、患者申出療養の保障はありません。

*4 がんで死亡した場合

*5 変更をご希望される場合はアフラックへお問い合わせください。契約の状態や被保険者の状況などによっては、変更できない場合もあります。

*6 アフラックの保険契約による保障内容ではありません。詳細は13~14

ページをご確認ください。

*7 所定の条件を満たした場合にサービス利用対象となります。

「がん保険(フォルテ)」に「Days1プラス」を追加した場合の保障のイメージ

- …プランに組み込まれた保障
- …付加可能な保障

アフラックの
がん保険(フォルテ)
トータルケアプラン
300T
解約払戻金なし
2008年発売*1

Days1プラス
Aプラン Bプラン Sプラン
+<がん先進医療・患者申出療養特約>

「Days1プラス」追加後の保障内容

一時金として
がん保険(フォルテ)の保障
がんの場合 25万円
上皮内新生物の場合 2.5万円
(A・Bプランのみ保障)

一時金として
がんの場合 25万円
(Aプランのみ保障)

がん保険(フォルテ)で保障されます

A・Bプランの場合
がん保険(フォルテ)
1日につき 5,000円
Sプランの場合 10,000円

がん保険(フォルテ)
1回につき 5万円
(A・Bプランのみ保障)

受けた月ごと
5万円
(給付倍率2倍)
乳がん・前立腺がんの
ホルモン剤治療のとき 2.5万円
(給付倍率1倍)

がん保険(フォルテ)で
保障されます(がん先進医療のみ)

ご契約中の<がん先進医療特約>から
<がん先進医療特約[2018]>へ変更することで、
保障を充実することができます。^{*5}

がん保険(フォルテ)で
保障されます

対象となります

◎記載の保障内容(終身払)は、各がん保険の代表的なものです。ご契約中の保険の詳細は「保険証券」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

その他の商品や特約の取り扱いについては、アフラックにお問い合わせください。

◎保険期間、保障内容、付加できる特約などは5~6ページをご確認ください。

「よりそうがん相談サポート」について、動画でもご確認いただけます。

スマートフォンで
右のコードを
読み取って
簡単アクセス



ご契約後のサービス



専門知識を持ったアフラックのより
あなたの不安や悩みを傾聴したう

治療中だけではなく、がんと診断される前から
治療後の日常生活への復帰まで、さまざまな不安や悩みがあります。

●がん治療の流れ(例)



がん罹患者およびその家族へのアンケート調査(2022年5月アフラック実施)

**アフラックの
よりそうがん相談センター
にご相談ください。**

よりそうがん相談センターは、がん患者さまのご相談サポートの経験がある看護師・社会福祉士などのメンバーで構成された専任のサポートチームです。お1人おひとりによりそい、信頼できる情報やサービスのご案内を通じて、納得のいく治療・療養生活や意思決定を実現できるようご支援いたします。

アフラックのよりそうがん相談サポート^{*1}の③つの特長

- 1 お1人おひとりにあわせて信頼できる情報や安心してご利用いただけるサービスをご案内し、お困りごとや疑問の緩和・解消をサポートします。
- 2 よりそうがん相談センターへの相談は無料で、何度でもご利用いただけます。
- 3 よりそうがん相談センターへご相談いただくことで、無料や優待価格でご利用いただけるサービスがあります。

*1 よりそうがん相談サポートは、Hatch Healthcare株式会社が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。

*2 よりそうがん相談センターが案内する各種サービスは、Hatch Healthcare株式会社またはHatch Healthcare株式会社の提携先が提供いたします。

*3 被保険者さまと被保険者さまの同意を得たご家族(配偶者および2親等内)が代理でご利用いただけます。

アフラックのよりそうがん相談サポートの詳細は、アフラックオフィシャルホームページ

そがん相談センターが
えで、適切なサービスをご案内します。

よりそうがん相談センターが案内するサービス[一例]

治療サポート	ご利用された方の約96%が満足しているサービスです^{*3} 無料*2 訪問面談サービス 専門医紹介 セカンドオピニオンサービス面談 Webセカンドオピニオンサービス チャット医療相談			
経済不安の 解消サポート	無料*2 ご契約内容の確認 給付金請求の取次 就労支援サービス			
情報サポート	無料 記事・ニュース・体験談などの情報 医療機関の情報			
生活サポート	無料または有料 家事代行サービス 入退院・通院サポート 宅食サポート 外見ケアサポート			
精神サポート	無料または有料 心理カウンセリング がん経験者コミュニティ			

*2 無料の範囲を超える場合は、有料となります。

*3 利用者アンケート実績(2021年1月~12月 (株)法研調べ)

よりそうがん相談サポート^{*1}は、
電話・Webから
ご利用いただけます。



相談センターが案内する各種サービスの内容
予告なく変更または中止される場合があります。
種々のサービスには、無料で利用できるサービス
利用の対象となるがん保険に複数ご加入い
せん。

上記サービスの他にご利用いただけるサービスがあります。詳細は、アフラックオフィシャル
ホームページ <https://www.aflac.co.jp/keiyaku/> をご確認ください。
よりそうがん相談サポートをご利用いただけるのは、「対象証券」として指定した「がん保険」を
ご継続いただき、「生きるためのがん保険Days1プラス」にご契約いただいた場合です。

<https://www.aflac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html> をご確認ください。

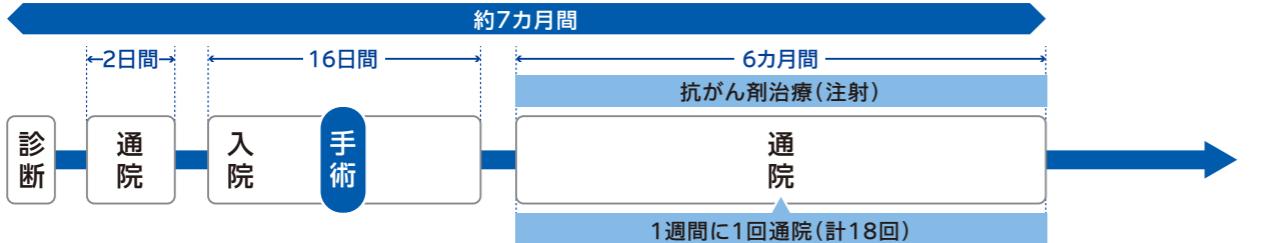
お受取例



支払事由・支払限度などについては、17~18ページ「支払事由」、19~20ページ「Q&A」、「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

大腸がんの ケース

初めてがん(大腸がん)と診断され、検査などのために2日間通院。その後、16日間の入院*中に大腸の切除術を受けた。退院後は、1週間に1回の抗がん剤治療(注射)を6週間連続で受け、その後2週間を休薬期間とする治療を通院で6ヶ月(計18回)受けた。



ご契約中のがん保険と「Days1プラス」の保障をプラスしてお受け取りいただけます。

新がん保険(1口)の場合	
入院給付金	24万円 (15,000円×16日)
合 計	24万円

スーパーがん保険(1口)の場合	
診断給付金	~64歳 100万円 65歳~ 50万円
入院給付金	24万円 (15,000円×16日)
合 計	124万円
	74万円

21世紀がん保険BESTプラン(1倍)の場合	
診断給付金	100万円
入院給付金	16万円 (1万円×16日)
手術給付金	20万円
通院給付金	9万円 (5,000円×18日)
合 計	145万円



Days1プラス Aプランの場合

診断 給付金	25万円
特定診断 給付金	25万円
通院 給付金	10万円 (5,000円×20日)
手術治療 給付金	5万円
抗がん剤治療 給付金	30万円 (受けた月ごとに 5万円×6ヶ月)
合 計	95万円

Days1プラス Bプランの場合

診断 給付金	25万円
通院 給付金	10万円 (5,000円×20日)
手術治療 給付金	5万円
抗がん剤治療 給付金	30万円 (受けた月ごとに 5万円×6ヶ月)
合 計	70万円

Days1プラス Sプランの場合

通院 給付金	20万円 (10,000円×20日)
抗がん剤治療 給付金	30万円 (受けた月ごとに 5万円×6ヶ月)
合 計	50万円

*厚生労働省「令和2年 患者調査」の実績(平均在院日数)をもとに設定

*記載のお受取例は一例です。治療内容によっては、給付内容が異なる場合があります。

お客さまメモ欄

現在ご契約中のがん保険と「Days1プラス」をあわせた保障を確認するため
お客さまにてご記入ください。



お客さまのご契約中のがん保険の保障内容
や保険料を記載してご確認ください。
詳細は必ず「保険証券」「ご契約のしおり・
約款」をご確認ください。

- …プランに組み込まれた保障
- …付加可能な保障

現在ご契約中の がん保険 お客さまメモ

診断

特定診断

入院

通院

手術

放射線治療

抗がん剤 治療・ ホルモン剤 治療

がん先進医療・ 患者申出療養

診断給付年金 (ライフサポート年金)

在宅療養

死亡保障

その他

あなたの保障を最新化

生きるための がん保険 Days1 プラス

+<がん先進医療・患者申出療養特約>

がんの場合
一時金として 上皮内新生物
の場合 25万円
2.5万円

一時金として がんの場合 25万円

A+Bプランの場合 5,000円

1日に Sプランの場合 10,000円
つき ・三大治療のための通院
・所定の通院期間中の通院

1回につき 5万円

1回につき 5万円

受けた月ごと 5万円

乳がん・前立腺がんの
ホルモン剤治療のとき
(給付倍率2倍)
2.5万円
(給付倍率1倍)

保障内容は5~6ページをご確認ください。

A プラン

B プラン

S プラン

+<がん先進医療・
患者申出療養特約>

● ● -

● * - -

- - -

● ● ●

● ● -

● ● -

● * ● * ● *

○ * ○ * ○ *

特約をチェックしましょう

特約の保険料合計額を
記載してください。

診断給付金
複数回支払特約

がん要精検後
精密検査保障特約

がん特定治療保障特約

女性がん特約

外見ケア特約

現在ご契約中の がん保険の保険料

「Days1プラス」の保険料
+<がん先進医療・
患者申出療養特約>
[プラン] 円

特約保険料

[プラン] 円

今後お払い込みいただく保険料

今後お払い込み
いただく保険料
円

支払事由

主契約・特約名称	給付金など	支払事由	支払限度
主契約 がん保険 〔無解約払戻金〕 〔2018契約者用〕	診断給付金	初めて「がん」「上皮内新生物」と診断確定されたとき 「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする つぎの①②いずれかの通院をしたとき ①所定の治療*1のための通院 ②つぎの(a)(b)(c)いずれかの起算日からその日を含めて 365日以内の通院 (a)初めて診断確定された日 (b)所定の治療*1を受けた日 (c)退院日の翌日	がん・上皮内新生物 それぞれ1回 ①日数無制限 ②所定の通院期間中(365日以内)は 日数無制限 ※通算:無制限
	通院給付金	つぎの①②いずれかに該当したとき ①初めて「がん」と診断確定された月の初日から2年以内につぎの (a)および(b)の合計日数が30日に達したとき (a)「がん」の治療を目的とする入院の入院日数 (b)「がん」の治療を目的とする所定の通院*2の通院日数 ②初めて「がん」と診断確定された月の初日から2年以上経過後に、 つぎの(a)および(b)に該当したとき (a)「がん」と診断確定されていること (b)「がん」の治療を目的とする入院または所定の通院*2をして いること	1回
特定診断 給付金特約	特定診断 給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする 所定の手術を受けたとき	・一連の手術*3については 14日間に1回 ・通算支払回数は無制限
	放射線治療 給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする所定の 放射線治療(電磁波温熱療法を含む)を受けたとき	・60日に1回 ・通算支払回数は無制限
手術・放射線 治療特約 〔2018〕	手術治療 給付金	「がん」の治療を目的とする所定の抗がん剤治療を受けたとき	・支払事由に該当する月ごとに1回 ・更新後の保険期間を含め、抗がん剤 治療給付金とホルモン剤治療給付金 の給付倍率を通算して120倍まで
	抗がん剤・ ホルモン剤 治療特約 〔2018〕	「がん」の治療を目的とする所定のホルモン剤治療を受けたとき	
がん先進医療・ 患者申出療養 特約 〔患者申出療養の 支払限度等に 関する特別付〕	がん先進医療・ 患者申出療養 給付金	「がん」の診断や治療の際に所定の先進医療または患者申出療養を 受けたとき	更新後の保険期間を含め、 通算2,000万円まで ※患者申出療養の場合、1回の療養に つき30万円まで
	がん先進医療 一時金	がん先進医療・患者申出療養給付金が支払われる先進医療を 受けたとき	1保険年度に1回
診断給付金 複数回 支払特約 〔2018〕	複数回 診断給付金	初回 初めて「がん」と診断確定された月の初日から2年以上経過後に、 つぎの①および②に該当したとき ①「がん」と診断確定されていること ②「がん」の治療を目的とする入院または 所定の通院*2をしていること 2回目以降 前回の「がん」による複数回診断給付金をお支払いした月の初日から 2年以上経過後に、上記の①および②に該当したとき ※「上皮内新生物」の場合も同様	・がん・上皮内新生物それぞれ 2年に1回 ・通算支払回数は無制限

*1 所定の治療とは、手術・放射線治療(電磁波温熱療法を含む)・抗がん剤治療(経口投与を除く)・ホルモン剤治療(経口投与を除く)をいいます。

*2 所定の通院とは、手術・放射線治療(電磁波温熱療法を含む)・抗がん剤治療(経口投与を除く)のための通院をいいます(ホルモン剤治療のための通院は含みません)。

*3 一連の手術とは、つぎの①②の両方に該当する手術のことをいいます。

① 同一の手術を複数回受けた場合

② ①の手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続し

て受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められて
いる場合 例:肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法など(2023年1月現在)

*4 受診日において「がん予防重点健康教育およびがん検診実施のため
の指針」で指定されている検診項目※または当該検診項目よりも詳

- 給付金などのお支払いについて、詳しくは、「契約概要・注意喚起情報」をご確認ください。
- アフラックの「がん保険」「医療保険」に付加する先進医療の特約は、被保険者お1人につき通算して1特約のみご契約いただけます。
- 「契約の限度」については、「契約概要・注意喚起情報」をご確認ください。

特約名称	給付金	支払事由	支払限度
がん要精検後 精密検査保障 特約	要精検後 精密検査 給付金	つぎの①および②に該当したとき ①つぎの(A)から(O)のいずれかの「がん」について、所定の「がん」 の検診*4を受診し、医師により要精密検査の判定を受けたこと (A)胃がん (イ)子宮頸がん(女性のみ) (ウ)肺がん (エ)乳がん(女性のみ) (オ)大腸がん ②所定の「がん」の検診を受けた日の翌日から180日以内に、 ①の判定にもとづき、治療を目的として、入院または通院により 精密検査を受けたこと	・(A)から(O)の検診ごとに 1保険年度に1回 ・更新後の保険期間を含め、通算20回
がん特定治療 保障特約	特定 保険外診療 給付金	「がん」の治療を目的として、がん診療連携拠点病院等(7ページ 参照)で、特定保険外診療(8ページ参照)によって、つぎの①②③ のいずれかを受けたとき ①手術 ②放射線治療(電磁波温熱療法を含む) ③抗がん剤治療・ホルモン剤治療	・支払事由に該当する月につき1回 ・更新後の保険期間を含め、通算12回
女性がん特約 〔2018〕	がんゲノム プロファイリング 検査給付金	「がん」の治療を目的として、公的医療保険制度における医科 診療報酬点数表に検体検査実施料の算定対象として列挙されて いるがんゲノムプロファイリング検査*5を受けたとき	支払事由に該当する月につき1回
外見ケア特約	女性特定 ケア給付金 乳房再建 給付金	女性特定ケア給付金が支払われる乳房観血切除術(乳腺腫瘍摘出術を 含む)、子宮全摘出術、卵巣全摘出術を受けたとき 乳房再建給付金が支払われる乳房観血切除術を受けた乳房 について乳房再建術を受けたとき 「がん」の治療を原因として頭髪に脱毛の症状が生じたと医師に 診断されたとき	更新後の保険期間を含め、 ・乳房観血切除術:1乳房につき1回ずつ ・子宮全摘出術:1回 ・卵巣全摘出術:1卵巣につき1回ずつ
	外見ケア 給付金	「がん」の治療を目的とするつぎの①②いずれかの手術を受けたとき ①顔または頭部に生じた「がん」の摘出術または切除術 ②手指または足指の第一関節以上の中切開術(四肢切断術を含む)	更新後の保険期間を含め、 ①②それぞれ1回ずつ

「Days1プラス」を追加契約できる既契約

ご契約中の がん保険 (対象契約)	1 新がん保険 2 スーパーがん保険(Vタイプ含む) 3 スーパーがん保険II型(Vタイプ含む) 4 スーパーがん保険III型	5 21世紀がん保険 6 アフラックのがん保険P(フォルテ) 7 生きるためのがん保険Days 8 新生きるためのがん保険Days 9 生きるためのがん保険Days1
-------------------------	--	---

ご契約の パターン	「生きるためのがん保険Days1プラス」は、ご本人のみの保障となります。 現在ご契約中の「がん保険」が家族契約(ご家族コース)の場合、希望される方お1人ずつご契約いただけます。
ご契約中の 「がん保険」が	●個人契約(ご本人コース)の場合 … ご本人が被保険者となります。 ●家族契約(ご家族コース)の場合 … ご本人・配偶者を被保険者とすることができます。 (お子さまはご契約いただけません。)

細な検査が可能であり、当該検診項目に準じるとアフラックが認めた
項目を受診する検診をいいます(公的医療保険制度における保険給
付の対象とならない検診に限ります)。なお、受診方法(市区町村で
実施するがん検診、職域で実施する検診・健康診断、人間ドックなど)
や自己負担の有無は問いません。

※検診項目については、「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をご確
認ください。

*5 公的医療保険制度の対象となるがんゲノムプロファイリング検査を受
けるには所定の要件を満たす必要があります。公的医療保険制度の対
象になるか否かは、治療を受ける前に主治医にご確認ください。

Q&A



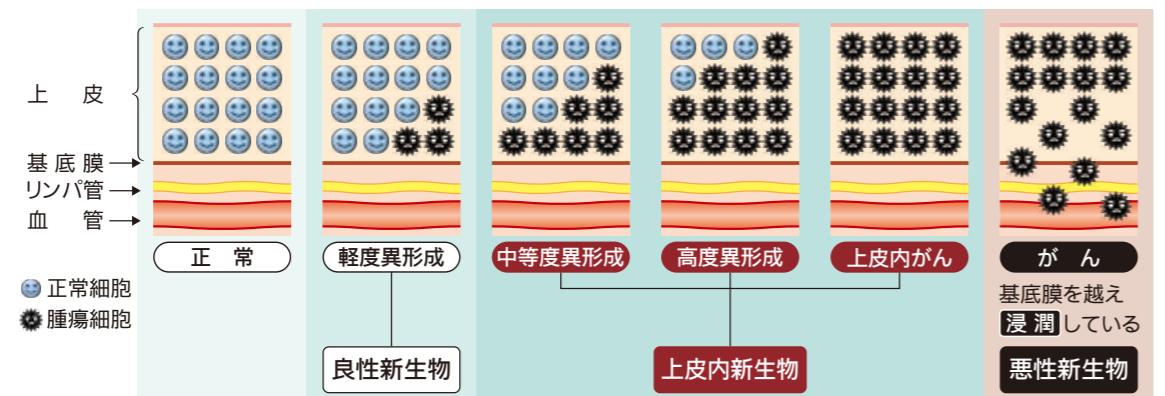
「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の違いは何ですか?



以下をご確認ください。

「がん」とは「悪性新生物」のことで、上皮性腫瘍においては病変が基底膜を越えて(大腸については粘膜下へ)浸潤しているものをいい、血管やリンパ管を通して転移する可能性のあるものをいいます。
一方、「上皮内新生物」とは、病変が上皮内(大腸については粘膜内)にとどまっているものをいい、血管やリンパ管に接していないため、転移しないことが「がん(悪性新生物)」との大きな違いです。

子宮頸部の場合



「がん保険」の対象となる「がん(悪性新生物)」「上皮内新生物」の定義に該当するかについては、WHO(世界保健機関)が定める「悪性新生物」、「上皮内新生物」の規定を参考としています。WHOが定める「悪性新生物」、「上皮内新生物」の規定は定期的に改訂されており、近年は「上皮内新生物」に含まれる異常の範囲が広がる傾向にあります。

上皮内新生物に含まれるもの (支払対象)	子宮頸部の上皮内がん(CIS)・高度異形成(CIN3)・中等度異形成(CIN2)・HSIL*1、大腸の粘膜内がん・高度異形成・High-grade adenoma、乳腺の非浸潤がん、膀胱の非浸潤がん、皮膚のボーエン病など
がんにも上皮内新生物にも 含まれないもの(支払対象外)	子宮筋腫などの「良性腫瘍」、子宮頸部の軽度異形成(CIN1)・LSIL*2 など

*1 High-grade Squamous Intraepithelial Lesion

*2 Low-grade Squamous Intraepithelial Lesion

名称に「がん」という文字がない疾患であっても、支払対象となることもあります。
詳細はアフラックホームページをご確認ください。

<https://www.aflac.co.jp/keiyaku/seikyu/>



お申し込みの前にご確認ください。

(詳しくは「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。)



先進医療・患者申出療養について教えてください。



以下をご確認ください。

先進医療・患者申出療養は、将来的に保険導入にむけて検討されている段階であるため、先進医療・患者申出療養の技術にかかる費用は公的医療保険制度の対象外となります。また、厚生労働大臣が定める高度な医療技術を用いた療養であり、保険診療との併用が認められています。

なお、医療技術・適応症・実施する医療機関は隨時見直されます。

先進医療とは?

医療機関が起点となって先進的な医療を実施するもの(あらかじめ受けられる医療技術や医療機関などの条件が決まっています)

技術料は全額自己負担となります。

患者申出療養とは?

患者からの申し出が起点となって未承認薬等の使用について安全性が一定程度確認されたうえで、身近な医療機関において実施するもの

技術料は全額自己負担となります。

※先進医療・患者申出療養の各技術の概要については、厚生労働省のホームページをご確認ください。



要精密検後精密検査給付金は、精密検査の結果、がんと診断確定されなかった場合でも支払われますか?



はい。お支払いします。

精密検査の結果、がんと診断確定されなくても、所定のがんの検診を受診し、要精密検査の判定を受け、がんの検診を受診した翌日から180日以内に医師の指示による精密検査を受けた場合には支払対象となります(ただし、同一保険年度に同一のがんの検診に対して精密検査を複数回受診した場合、2回目以降の精密検査については、給付金をお支払いできません)。



「要精密検査」の判定を受けた場合でなければ、要精密検査後精密検査給付金は支払われないのでですか?



いいえ。「要精密検査」の判定を受けていなくてもお支払いできる場合があります。

所定のがんの検診の結果、要精密検査相当の再検査や治療開始のために精密検査を実施する場合には、「要精密検査」の判定を受けたものとみなしてお支払いします。また、所定のがんの検診を受け、精密検査に進むことなくがんと診断確定された場合にも支払対象となります。



税法上の取り扱いについて教えてください。



保険料・給付金などの税金については、以下をご確認ください。

■保険料について

納税する方が契約者(保険料負担者)、受取人が本人(契約者)または配偶者その他の親族(6親等内の血族と3親等内の姻族)であるご契約が、生命保険料控除の対象となります。生命保険料控除の対象となる保険料は、「一般生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」に分けられます。この商品の保険料は、「介護医療保険料控除」の対象となります。

■各給付金について

受取人が被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にする他の親族の場合、非課税となります。本商品の受取人は被保険者のため、給付金は非課税となります。

※法人契約の場合は異なります。

※2022年12月現在の税制にもとづき記載しており、今後変更される可能性があります。

実際の税務については、所轄の税務署または税理士にご確認ください。

がん保険の保障見直し方法について

現在ご契約のがん保険について、保障の見直しをご希望の場合、つぎのような方法をご利用いただけます。

このパンフレットに記載の内容は、追加契約です。

	追加契約	条件付解約	特約の中途付加
特徴	現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実させることができます。	現在のご契約を解約し、新しいご契約にご加入いただくことで、保障内容などを充実させることができます。	現在のご契約の保障内容や保険期間は変えずに、保障を充実させることができます。
しくみ	現在のご契約に追加して、別の新しいご契約（ご契約者専用）にご加入いただく方法です。 ご契約は2件になります 新たなご契約 + 現在のご契約	保険期間を途切れさせることなく、現在のご契約を解約し、新たご契約にご加入いただく方法です。 ご契約は1件になります 現在のご契約 + 新たなご契約	現在のご契約にご希望の特約を付加いただく方法です。 ご契約は1件のままです 新たな特約 + 現在のご契約
現在のご契約	継続します	消滅します*1	継続します
保険料	新しいご契約の契約日における被保険者の満年齢、保険料率により新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とあわせてお払い込みいただきます。	新しいご契約の契約日における被保険者の満年齢、保険料率により新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料に加えてお払い込みいただきます。 ※予定利率が現在のご契約より引き下げられ、保険料が引き上げられることがあります。	被保険者の満年齢*2、保険料率*3により中途付加する特約の保険料を計算し、現在のご契約の保険料に加えてお払い込みいただきます。



- いずれの方法をご利用いただく場合もあらためて告知が必要になるため、被保険者の健康状態によっては、ご利用できない場合があります。
- ご契約中の特約を解約して新たな特約を中途付加する場合、新たな特約の保障の開始まで「待ち期間（保障されない期間）」があるため、ご契約中の特約と新たな特約ともに保障の対象とならない期間があります。
- 現在ご契約のがん保険の種類や内容によっては取り扱いできない場合があります。
- 各がん保険の見直し方法の詳細については、アフラックホームページをご確認いただくか、アフラックコールセンターまたは募集代理店にお問い合わせください。

*1 新たなご契約の契約日前日に解約となります。

また、解約戻金などがあれば契約者へお支払いします（新たご契約に充当はされません）。

*2 主契約の保険料払込期間が終身の場合は、中途付加日時点における満年齢となります。

主契約の保険料払込期間が歳払済の場合は、中途付加日の直前の主契約の年単位の契約応当日時点における満年齢となります（中途付加日が主契約の年単位の契約応当日と一致する場合は中途付加日時点での満年齢）。

*3 中途付加日時点における保険料率となります。

月払保険料（個別取扱）

男性 契約年齢 0歳～満85歳

満年齢 契約日の 0歳	Aプラン + がん先進医療・患者申出療養特約*		Bプラン + がん先進医療・患者申出療養特約*		Sプラン + がん先進医療・患者申出療養特約*	
	左記保険料に含まれます 抗がん剤・ホルモン剤治療特約	がん先進医療・患者申出療養特約*	左記保険料に含まれます 抗がん剤・ホルモン剤治療特約	がん先進医療・患者申出療養特約*	左記保険料に含まれます 抗がん剤・ホルモン剤治療特約	がん先進医療・患者申出療養特約*
10	539円	65円	94円	464円	65円	94円
20	609	60	94	514	60	94
30	729	60	94	604	60	94
40	964	85	94	794	85	94
50	1,429	210	94	1,179	210	94
60	2,299	520	94	1,914	520	94
70	3,909	1,285	94	3,304	1,285	94
80	6,044	2,380	94	5,109	2,380	94
85	7,344	2,675	94	6,054	2,675	94
	7,669	2,410	94	6,194	2,410	94



オプション

満年齢 契約日の 0歳	診断給付金複数回支払特約 特約給付額 25万円		がん要精検後精密検査保障特約		がん特定治療保障特約		外見ケア特約	
	70円	—	—	17円	—	17円	—	17円
10	90	—	—	17	—	17	—	17
20	120	—	112円	17	—	17	—	17
30	165	—	198	19	—	19	—	20
40	230	—	359	29	—	29	—	32
50	330	—	496	59	—	59	—	68
60	440	—	617	163	—	163	—	164
70	525	—	706	326	—	326	—	263
80	570	—	819	476	—	476	—	292
85	585	—	832	527	—	527	—	284

女性 契約年齢 0歳～満85歳

<女性がん特約>の契約年齢は満15歳～満70歳となります。

満年齢 契約日の 0歳	Aプラン + がん先進医療・患者申出療養特約*		Bプラン + がん先進医療・患者申出療養特約*		Sプラン + がん先進医療・患者申出療養特約*	
	左記保険料に含まれます 抗がん剤・ホルモン剤治療特約	がん先進医療・患者申出療養特約*	左記保険料に含まれます 抗がん剤・ホルモン剤治療特約	がん先進医療・患者申出療養特約*	左記保険料に含まれます 抗がん剤・ホルモン剤治療特約	がん先進医療・患者申出療養特約*
10	559円	55円	94円	484円	55円	94円
20	629	50	94	539	50	94
30	779	90	94	664	90	94
40	1,084	205	94	929	205	94
50	1,629	510	94	1,419	510	94
60	2,184	835	94	1,914	835	94
70	2,734	1,095	94	2,399	1,095	94
80	3,279	1,285	94	2,839	1,285	94
85	3,499	1,055	94	2,929	1,055	94
	3,634	835	94	2,979	835	94



オプション

満年齢 契約日の 0歳	診断給付金複数回支払特約 特約給付額 25万円		がん要精検後精密検査保障特約		がん特定治療保障特約		女性がん特約		外見ケア特約	
	70円	—	—	17円	—	17円	—	17円	—	17円
10	90	—	—	17	—	17	—	17	—	17
20	120	—	346円	19	—	53円	—	19	—	19
30	160	—	453	39	—	60	—	32	—	32
40	190	—	642	103	—	206	—	65	—	65
50	215	—	614	149	—	215	—	87	—	87
60	230	—	603	194	—	223	—	111	—	111
70	265	—	680	219	—	229	—	135	—	135
80	320	—	814	208	—	—	—	163	—	163
85	360	—	826	208	—	—	—	172	—	172

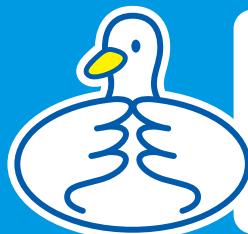
* 患者申出療養の支払限度等に関する特則が付加されています。

● 契約日が2023年3月20日以降の保険契約に適用される保険料率（口座振替料率）となります（ただし、アフラックは、将来、新たな保険契約に対して保険料を変更する場合があります）。

</

《アフラックのよりそうがん相談サポートのご案内》

2023年12月18日から、アフラックのすべてのがん保険の被保険者さまにご利用いただけるようになりました。



アフラックの
よりそう
がん相談
サポート

*アフラックのよりそうがん相談サポートは、
Hatch Healthcare株式会社が提供する
サービスであり、アフラックの提供する保険
またはサービスではありません。

悩みがあるけど
周りの人に
相談しづらい

仕事や家族の
生活が心配

これから
どうしたら
いいのだろう

主治医の説明で
気になる内容があるが
相談先がわからない



お悩みを
一緒に整理し、
緩和・解消を
サポート
いたします。

アフラックのよりそうがん相談サポートは、

がんかもしれないと思ったときから、

がんの治療・療養中、治療後の日常生活への復帰まで、

あらゆる場面で被保険者さまのがんに関するお悩みやお困りごとを、

お電話やチャットで専門の相談員(よりそうがん相談センター)へ
ご相談いただけるサービスです。



「よりそうがん相談センター」とは?

がん患者さまのご相談支援の経験がある看護師・社会福祉士などのメンバーで構成された専任の
サポートチームです。お1人おひとりによりそい、信頼できる情報やサービスのご案内を通じて、
納得のいく治療・療養生活や意思決定を実現できるようご支援いたします。



- アフラックのよりそうがん相談サポートはアフラックのすべてのがん保険(責任開始日を迎えていて、かつ有効な契約)の被保険者さまが被保険者さま自身のがんに関して利用できる付帯サービスです。
- よりそうがん相談サポートはがんの疑いがある方およびがんを経験された方への支援を目的としたサービスであり、がん以外の健康相談の目的ではご利用いただけません。
- よりそうがん相談センターへの相談の回答は、診療行為その他医療行為を提供するものではございません。
- よりそうがん相談サポートおよび案内する各種サービスの内容は、2023年12月18日現在のものであり、将来予告なく変更または中止される場合があります。
- よりそうがん相談サポートは海外からのご利用はできません。よりそうがん相談サポートで案内する各種サービスは、一部対応エリアが限られる場合があります。
- サービスの詳細は、アフラックオフィシャルホームページ(<https://www.aflac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html>)にてご確認ください。

[企画・制作]

Aflac アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル

<https://www.aflac.co.jp/>

本資料は、一般的な情報提供を目的として作成したものであり、
特定の金融商品を推奨・勧誘するものではありません。



B23C510

B23C510 23.12(新)